

『非営利法人研究学会誌』への投稿に関する申合せ

制定 平成15年8月31日

改正 平成30年9月7日

学術研究の成果は、学会発表と並んで論文の形で世に問われる。本学会の『非営利法人研究学会誌』（以下、「学会誌」という）は、全国大会又は地域部会での研究報告を基にした論文で構成されているが、掲載される論文の質的内容に対しては、学術誌として常に高い水準を維持することが要求される。一方、誌面そのものは全会員に公平に等しく与えられるべきものであり、その意味において、学会誌は会員共有の財産であることを忘れてはならない。

上述の趣旨を踏まえて、以下は論文執筆に際して留意すべき事項を申し合せたものである。

1. 論文は未発表のものに限ること

提出された論文が、既に他で発表済みのものの単なる焼直しであることが明らかに認められる場合は、提出を受理しない。

2. 論文の提出期限を厳守すること

学会誌編集委員会は、毎年度、その時の状況判断で提出期限を定める（概ね12月中旬）。これを過ぎても論文の提出がない場合は、自動的に提出を辞退したものと見做す。

3. レフェリーの査読

提出された論文は、レフェリーの査読を経て、掲載可の評価を得たものでなければ、これを学会誌に掲載することができない。レフェリー制度の運営は、「レフェリー制度についての申合せ」による。

4. 掲載論文の決定

掲載論文の決定は、レフェリーの報告に基づいて、編集委員会が行う。全国大会又は地域部会での報告は、当該報告に係る論文の学会誌掲載を保証するものではない。

5. 論文の頁数（1頁：21字×41行×2段）は8頁を原則とすること

誌面における各論文の分量のバランスと印刷関係費の合理化のため、論文の表紙（タイトル、キーワード、要旨、目次等を記載した頁）を含めて、8頁を原則とする。やむを得ず規定頁数を超過する場合であっても、常識の範囲内に止めなければならない。なお、超過した場合には、1頁当たり8,000円を投稿料として執筆者が負担する。

6. 抜刷りの部数に上限を設けること

希望する抜刷り部数の上限を200部とし、頁数に関わらず一部当たり500円（送料共）を実費として執筆者の負担とする。なお、抜刷りを希望する者は事前に実費負担金を添えて申し込むこととする。

7. 投稿資格

学会誌への論文投稿は全国大会又は地域部会にて報告した会員に限るものとし、掲載

にはレフェリーの査読を経なければならない。但し、編集委員会の決定に基づいた招待論文はこの限りではない。

8. 投稿論文の著書等への再録

投稿論文の著者が著書等に論文を再録する場合には学会事務局への一報が望ましい。

9. 投稿論文の Web サイト上への掲載

投稿論文の著作権、版面権は学会が保有するが、著者が個人サイト、所属機関等、資金助成元のサイトに掲載する場合は、学会誌の書誌情報を明記することを条件として、これを著者の自由とする。ただし、査読前の論文である場合にはその旨を明記しなければならない。なお、本学会が Web サイト上に学会誌を公開するときは著者の許諾を求めるものとする。

10. 申合せの改廃

本申合せの改廃は理事会の決議に基づく。

11. 適用

本申合せは平成30年9月7日以降に発行する学会誌から適用する。